

提案条例説明資料

**平成29年3月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第1号
2	題名	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成28年度末をもってウイルス性肝炎進行防止対策事業を終了することに伴い、浜田市ウイルス性肝炎進行防止対策審議会を廃止するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>附属機関の設置等について定める別表から次の附属機関を削る。</p> <p>(1) 名称 浜田市ウイルス性肝炎進行防止対策審議会</p> <p>(2) 担任事項</p> <p>ア 市長の諮問に応じ、ウイルス性肝炎進行防止対策事業に関する重要な事項を調査審議すること。</p> <p>イ 市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>浜田市ウイルス性肝炎進行防止対策審議会委員の規定の削除</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第2号
2	題名	浜田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市個人情報保護条例の一部改正(第1条) 番号法の引用条項の変更(第35条関係) (改正前) 番号法第28条 (改正後) 番号法第29条</p> <p>2 浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条) 地方公共団体が条例により独自に特定個人情報を利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることに伴う情報提供等記録に係る規定の整理</p> <p>3 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(第3条) 番号法の引用条項の変更(第1条及び第5条関係) (改正前) 番号法第19条第9号 (改正後) 番号法第19条第10号</p>
5	施行期日等	<p>1 浜田市個人情報保護条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 平成29年5月30日</p> <p>2 浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正 公布の日</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	防災行政無線施設（固定系無線施設）の設置に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 固定系無線施設の受信設備の設置について定める別表第1に次の4施設を加える。 （設置場所・位置）</p> <p>(1) 浜田教育センター 浜田市長沢町 1550 番地 1</p> <p>(2) 河内町 浜田市河内町 1692 番地 5</p> <p>(3) 石央物流団地 浜田市下府町 327 番地 32</p> <p>(4) 姉金集会所 浜田市大金町イ 837 番地 2</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	平成 29 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第4号							
2	題名	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例							
3	目的・理由	児童福祉法の一部改正により里親の規定が改められ、新たに「養子縁組里親」が定義されること等に伴い、所要の改正を行うものです。							
4	概要	<p>法律の引用条項等の変更（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親</td> <td>児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者</td> <td>児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親	児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親	児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者	児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親
改正前	改正後								
児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親	児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親								
児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者	児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親								
5	施行期日等	平成29年4月1日							

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	時間外勤務手当等に係る1時間当たりの給与額の算出方法を改めること及び平成29年4月1日から施行する扶養手当の支給額（経過措置を含む。）について、国の医療職俸給表(一)の職務の級4級以上の職員は、行政職俸給表(一)の職務の級9級・10級相当の職員と同じ取扱いとすることが人事院規則に定められたため、浜田市の医療職給料表の職務の級4級の職員について国と同様の取扱いとすることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>(1) 勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる手当の改正（第31条関係）</p> <p>算出の基礎となる手当に初任給調整手当の月額を加える。</p> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）</p> <p>(1) 医療職給料表の職務の級4級の職員の扶養手当の改正</p> <p>ア 扶養手当の月額（第12条関係）</p> <p>(ア) 配偶者 1万3,000円→0円(1万3,000円減)</p> <p>(イ) 父母等 6,500円→0円(6,500円減)</p> <p>イ 扶養手当に係る届出（医療職給料表の職務の級4級の職員に係るもの）（第13条関係）</p> <p>(ア) 扶養手当の支給の開始関係</p> <p>a 新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合</p>

		<p>b 職務の級4級の職員から職務の級4級以外の職員となった場合で、扶養親族たる子がなく、扶養親族たる配偶者・父母等がある場合</p> <p>c 扶養親族たる子がない状態から新たに扶養親族たる子の要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(イ) 扶養手当の支給の終了関係</p> <p>a 職務の級4級の職員以外の職員から職務の級4級になった場合で、扶養親族たる配偶者・父母等があり、扶養親族たる子がない場合</p> <p>b 扶養親族たる子の全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(2) 扶養手当の平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の特例による支給月額（附則第6項、第7項及び第8項関係）</p> <table border="1" data-bbox="496 1025 1385 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円 (△3,000円)</td> <td>6,500円 (△3,500円)</td> <td>3,500円 (△3,000円)</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,500円 (±0円)</td> <td>6,500円 (±0円)</td> <td>3,500円 (△3,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段()は対前年度増減月額</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	配偶者	10,000円 (△3,000円)	6,500円 (△3,500円)	3,500円 (△3,000円)	父母等	6,500円 (±0円)	6,500円 (±0円)	3,500円 (△3,000円)
	平成29年度	平成30年度	平成31年度											
配偶者	10,000円 (△3,000円)	6,500円 (△3,500円)	3,500円 (△3,000円)											
父母等	6,500円 (±0円)	6,500円 (±0円)	3,500円 (△3,000円)											
5	施行期日等	<p>1 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正 平成29年4月1日</p> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 公布の日</p>												

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成29年4月1日に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が全面施行されること及び「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されること並びに低炭素建築物新築等計画認定等について、認定申請書に添付することで認定申請手数料が減額となる適合証の種類を追加することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の全面施行に伴う審査機関名の変更（別表第9、別表第11及び別表第13関係）</p> <p>（改正前） エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関</p> <p>（改正後） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>2 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の改正に伴う引用条項の変更（別表第11関係）</p> <p>（改正前） 省令第8条第1号イ</p> <p>（改正後） 省令第10条第1号イ</p> <p>3 認定申請手数料が減額となる適合証の種類を追加（別表第9及び別表第10関係）</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。）を追加する。</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け</p>

		付けたものについては、従前のおりとする。
6	備考	今回の改正に係る手数料は、県内で統一して定めている経緯があり、この度島根県が改正することに併せて改正するものです。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田市弥栄運動広場施設条例
3	目的・理由	現在浜田市運動広場施設条例に規定している浜田市弥栄運動広場施設について、その管理を市長部局から教育委員会に移管することに伴い、当該条例から分離し、新たに条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 設置（第1条）</p> <p>(1) 名称 浜田市弥栄運動広場施設</p> <p>(2) 位置 浜田市弥栄町長安本郷 223 番地 1</p> <p>2 管理（第2条）</p> <p>弥栄運動広場施設の管理は、教育委員会が行う。</p> <p>3 開場時間（第3条）</p> <p>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</p> <p>4 使用料（第9条）</p> <p>条例別表のとおりとする。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日</p> <p>2 経過措置</p> <p>施行日前に浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例の規定による改正前の浜田市運動広場施設条例の規定によりなされた処分等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>
6	備考	管理が移管される以外は、現行と管理方法（名称、開場時間、使用料等）に変更はありません。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	放課後児童クラブの新設及び定員の変更に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 放課後児童クラブの新設（第2条関係）</p> <p>(1) 杉の子第2学級放課後児童クラブ（定員35人）</p> <p>(2) さくら第2学級放課後児童クラブ（定員40人）</p> <p>2 放課後児童クラブの定員の変更（第2条関係）</p> <p>(1) 杉の子学級放課後児童クラブ（定員70人→50人）</p> <p>(2) さくら学級放課後児童クラブ（定員70人→40人）</p> <p>(3) 三隅小児童クラブ（定員50人→60人）</p>
5	施行期日等	平成29年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	介護保険法の改正により、高齢者生活支援事業のうち要支援認定には至らないが軽度の生活支援を要する人を対象に実施してきた「軽度生活援助員派遣サービス」が、介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号訪問事業」に移行することに伴い、この支援事業を廃止するため所要の改正を行うものです。
4	概要	軽度生活援助員派遣サービスの手数料に関する規定を削る。(別表関係)
5	施行期日等	平成29年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第10号
2	題名	浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部改正（第1条）</p> <p>(1) 定員18人以下の「通所介護」が「地域密着型通所介護」に移行したことに伴う規定の整理</p> <p>(2) 「介護予防通所介護」が介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号通所事業」に移行することに伴う規定の整理</p> <p>2 浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部改正（第2条）</p> <p>「介護予防通所介護」が介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号通所事業」に移行することに伴う規定の整理</p>
5	施行期日等	平成29年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第11号
2	題名	スポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例
3	目的・理由	スポーツ施設のうち市長部局において管理している施設について、教育委員会に管理を一元化することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 浜田市三隅中央会館条例の一部改正（第1条） 施設（和紙の郷を除く。）の管理者が市長から教育委員会へ変更となることに伴う規定の整理及び和紙の郷の規定の削除 2 浜田市旭公園運動施設条例、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例及び浜田市岡見スポーツセンター条例の一部改正（第2条、第3条及び第4条） 施設の管理者が市長から教育委員会へ変更となることに伴う規定の整理 3 その他規定の整理
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 平成29年4月1日 2 経過措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者の指定等関係 施行日前に市長がした指定管理者の指定等は、教育委員会がした指定管理者の指定等とみなす。 (2) 施設の管理に係る処分等関係 施行日前に改正前の各条例の規定によりなされた処分等は、改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなす。
6	備考	浜田市三隅中央会館条例に規定されていた「和紙の郷」については、「浜田市石州和紙会館条例」を新たに制定することとしています。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第12号
2	題名	浜田市石州和紙会館条例
3	目的・理由	浜田市三隅中央会館条例に規定している多目的研修集会施設について、その管理を市長部局から教育委員会に移管することに伴い、現在当該条例に規定している和紙の郷について当該条例から分離し、新たに条例を制定するものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置（第1条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称 浜田市石州和紙会館 (2) 位置 浜田市三隅町古市場 589 番地 2 管理（第2条及び第3条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理するもの 指定管理者 (2) 業務 施設等の利用許可、維持管理等に関する業務 3 開館時間（第4条） 午前9時から午後5時まで 4 休館日（第5条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及び休日でない日） (2) 12月28日から翌年の1月4日まで 5 利用料金（第10条、第11条及び別表） <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例別表の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。 (2) 利用料金制（指定管理者の収入とする。）
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 平成29年4月1日 2 経過措置 施行日前にスポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の規定による改正前の浜田市三隅中央会館条例の規定によりなされた処分等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第13号																		
2	題名	浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例																		
3	目的・理由	市木ふれあい広場を新たに設置すること及び弥栄運動広場施設の管理を市長部局から教育委員会に移管することに伴い、所要の改正を行うものです。																		
4	概要	<p>1 市木ふれあい広場の設置（第2条関係）</p> <p>(1) 名称 市木ふれあい広場</p> <p>(2) 位置 浜田市旭町市木 3903 番地</p> <p>2 市木ふれあい広場の使用料（別表関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料（占用使用）</th> </tr> <tr> <th>1時間あたり</th> <th>1日あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根付催事スペース</td> <td>1区画につき 200円</td> <td>1区画につき 1,200円</td> </tr> <tr> <td>多目的保管庫</td> <td>300円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 弥栄運動広場施設に係る規定の削除（第2条及び別表関係）</p> <p>4 その他規定の整理</p>		区分	使用料（占用使用）		1時間あたり	1日あたり	屋根付催事スペース	1区画につき 200円	1区画につき 1,200円	多目的保管庫	300円	1,800円	運動場	500円	3,000円	体育館	1,000円	6,000円
区分	使用料（占用使用）																			
	1時間あたり	1日あたり																		
屋根付催事スペース	1区画につき 200円	1区画につき 1,200円																		
多目的保管庫	300円	1,800円																		
運動場	500円	3,000円																		
体育館	1,000円	6,000円																		
5	施行期日等	平成29年4月1日																		
6	備考	この条例に規定されていた「弥栄運動広場施設」については、「浜田市弥栄運動広場施設条例」を新たに制定することとしています。																		